

公立大学法人会津大学リスクマネジメント規程

(2022年1月1日規程第14号)

改正 2023年7月1日規程第13号

改正 2024年4月1日規程第41号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人会津大学（以下「本学」という。）の業務運営に影響を及ぼす事象又はそのおそれがある様々な事象に、迅速かつ的確に対処するため、本学のリスクマネジメント体制及び対処方法を定めることにより、本学の教職員及び学生等の安全確保を図るとともに、本学の社会的責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員 本学において就業している者をいう。
- (2) 学生等 学部生、大学院生、科目等履修生、研究生、特別聴講学生、研修員、外国人留学生、その他会津大学若しくは会津大学短期大学部において修学又は研究若しくは業務に従事している者（(1)を除き、他の団体等に雇用されている者を含む。）をいう。
- (3) リスク 本学の業務運営に何らかの支障又は損失を与えるおそれのある事象をいう。
- (4) リスクマネジメント 将来起こりえるリスクを想定し、損害を最小限にする対応（以下「リスク対応」という。）をとるための活動をいう。
- (5) 危機 火災、災害、重篤な感染症等の発生やその他の重大な事件又は事故により教職員及び学生等の生命若しくは身体又は会津大学及び会津大学短期大学部の財産若しくは名誉に重大な被害が発生し、又は発生するおそれのある緊急の事象又は状態をいう。
- (6) 部局等 各部門、文化研究センター、語学研究センター、各専攻、企画推進本部、学生部、情報センター、先端情報科学研究センター、産学イノベーションセンター、復興創生支援センター、宇宙情報科学研究センター、各学科（短期大学部）、学生部（短期大学部）、附属図書館（短期大学部）、事務局をいう。
- (7) 部局長 前号に定める部局等の長をいう。
(理事長等の責務)

第3条 理事長は、本学におけるリスクマネジメントを統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、リスクマネジメントに関わる業務を統括する。

3 部局長は、当該部局におけるリスクマネジメントを推進するとともに、組織の状況に即した必要な措置を講じなければならない。

(委員会の設置)

第4条 リスクマネジメントに関し必要な事項を審議するため、本学にリスクマネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第5条 委員会は次に掲げる事項を審議する。

(1) リスクマネジメントの企画・立案等に関する事項

(2) リスクの評価に関する事項

(3) リスクの動向の把握及び調査に関する事項

(4) リスクに係る対策の評価及び見直しに関する事項

(5) リスクマネジメントに係る教育、研修の企画・立案等に関する事項

(6) その他リスクマネジメントに関し必要な事項

(組織)

第6条 委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(1) 理事長

(2) 副理事長

(3) 理事

(4) その他理事長が指名する者

2 前項第4号の委員の任期はその都度定める。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

第9条 委員会は、個別事項を専門的に審議させるため、必要に応じ、部会を置くことができる。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、事務局総務予算課において処理する。

(危機に関する報告等)

第11条 教職員は、緊急に対処すべき危機が発生又は発生するおそれがあることを発見又は予知したときは、直ちに担当部局長に報告しなければならない。

2 前項の規定に基づき報告を受けた担当部局長は、直ちに危機の状況を確認し、その状況を理事長に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 理事長は、前項の報告を受けたときは、当該危機の対処方針等を副理事長及び担当部局長と協議し、決定する。

(対策本部の設置)

第12条 理事長は、危機への対処のために必要と判断したときは、直ちに、当該危機に係る危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

2 前項の規定にかかわらず、自然災害、火災の発生を受け、又は発生するおそれがある場合において、危機対応を行う必要があると判断した場合は、会津大学災害対策ガイドライン、会津大学災害対策マニュアル、災害対策マニュアル（会津大学短期大学部）等により対応する。

(対策本部の業務)

第13条 対策本部の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 危機に係る情報収集及び情報分析に関すること。
- (2) 危機に係る必要な対策の決定及び実施に関すること。
- (3) 危機に係る教職員、学生等への情報提供に関すること。
- (4) 危機に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 危機に関する報道機関への情報提供に関すること。
- (6) 危機に係る部局等との連携に関すること。
- (7) その他危機への対応に関して必要な事項に関すること。

(対策本部の組織)

第14条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

2 本部長は、理事長をもって充て、対策本部の業務を総括する。

3 副本部長は、副理事長をもって充て、本部長を補佐する。

4 本部員は、理事及び本部長が指名する者をもって充て、対策本部の業務を処理する。

5 対策本部は、危機事象への対処の終了をもって解散する。

(対策本部の権限)

第15条 対策本部は、本部長の指揮のもとに、危機に迅速に対処しなければならない。

2 教職員、学生等は、対策本部の指示に従わなければならない。

(危機管理対策会議)

第16条 対策本部に危機管理対策会議を置く。

2 危機管理対策会議は、次に掲げる者をもって構成し、対策本部の事務局機能を担う。

(1) 事務局長

(2) 次長(大学担当)

(3) 次長(短期大学部担当)

(4) 総務予算課長

(5) 企画連携課長

(6) 学生課長

(7) 短期大学事務室長

(8) その他事務局長が指名する者

3 危機管理対策会議に議長及び副議長を置き、議長に事務局長を、副議長に次長(大学担当)をもって充てる。

4 危機管理対策会議は、議長が招集する。

5 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を危機管理対策会議に出席させ、意見を聴くことができる。

6 議長が出席できないときは、副議長がその職務を代行する。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、2022年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。